

# 林道工事検査実施細則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この林道工事検査実施細則（以下「実施細則」という）は、「国有林野事業請負工事監督・検査実施要領」（昭和49年4月8日付け49林野経第157号林野庁長官通達、以下「実施要領」という）第29条の規定に基づき、中部森林管理局における林道工事の検査（実施要領第25条に定める検査をいう。以下同じ。）に関する技術的基準を定めたもので、検査の厳正、的確を図ることを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 林道工事の検査業務は、他の法令及び実施要領等に定めるもののほか、この実施細則によって行わなければならない。

## 第2章 検査

### (検査の準備)

第3条 検査にあたっては、総括的に工事の実行経過を把握するため、次の事項について調査しなければならない。

- (1) 契約書、契約約款、設計図書（実施要領第2条(5)に定める設計図書をいう。以下同じ。）等の内容
- (2) 実施要領第7条に定める監督職員の指示及び承諾事項
- (3) 着工及び完成の年月日並びに工期延長の有無とその内容
- (4) 工期中における設計変更の有無及びその内容
- (5) 工期中における災害の有無及び被害状況並びにその措置、補償等の内容
- (6) 実施要領第9条に定める監督職員の工事材料検査の内容
- (7) 実施要領第10条に定める監督職員の立会いの内容
- (8) 施工管理の状況及び安全管理の指導状況
- (9) 指定部分完了検査を実施している場合は、その検査内容
- (10) 現場説明の内容
- (11) 工事資材調達の地点
- (12) その他必要事項

### (証拠図書類の確認)

第4条 検査にあたっては、実施要領第19条から第23条に定める証拠図書類について作成整備状況を確認しなければならない。

### (検査の方法)

第5条 検査にあたっては、第3条の調査及び第4条の確認に基づいて、給付の内容が当該契約の内容に適合しているか実地について検査しなければならない。

ただし、作業土工（床掘り、埋戻し）については省略するものとし、外部から明視できない部分については工事記録及び記録写真等によって確認するものとするが、必要に応じて掘り起こし検査若しくは一部破壊検査を行わなければならない。

なお、安全上等から実地の検査が出来ない場合は、監督職員確認書類・提出書類（写真含む）等で検査できるものとする。

- 2 検査は、別紙「林道工事検査基準」によって行うものとする。
- 3 林道工事検査基準にない項目については、類似工種の検査基準若しくは出来型管理基準等を準用することが出来るものとする。
- 4 森林整備保全事業ICT活用工事試行実施要領等について（令和4年3月8日付け3林整計第754号林野庁計画課長通知、以下「ICT実施要領」という。）（[https://www.rinya.maff.go.jp/j/sekou/gijutu/ICT\\_seko.html](https://www.rinya.maff.go.jp/j/sekou/gijutu/ICT_seko.html)）に基づいて施工した場合の検査については、「ICT実施要領」、別紙「林道工事検査基準」及び森林整備保全事業工事標準仕様書（平成29年3月30日付け28林整計第380号林野庁長官通知）各工種の「出来型管理基準及び規格値」によるものとする。

（合否の判断）

第6条 検査の結果については、次により合否の判断を行うものとする。

- (1) 別紙「林道工事検査基準」において合否の基準が定められているものについては、規格値を外れたものは不合格とする。
- (2) 出来型を計測以外の方法で検査する場合は、第4条の確認を行う外、出来型の部分的もしくは全体的仕上がり状態を確認したうえで林道の機能、構造上の目的を達成しているかを総合的に判断して、合否の判断をするものとする。

（検査器具）

第7条 出来型を計測によって確認する場合は、原則として次の方法によるものとする。

- (1) 交角の計測は、最小読定値5分以内のトランシットまたはトータルステーションを用いる。
- (2) 施工基面、計画高等の計測は、レベルまたはトータルステーションを用いる。
- (3) 距離、幅員、寸法線の長さ等の計測は、スチールテープ、エスロンテープ等の伸縮の少ないテープを用いる。ただし、切取法長等でテープによる計測が困難な場合は、測竿、ポールまたはトータルステーションを用いることができる。
- (4) 掘削、盛土、残土、工作物等の法勾配の計測は、スラントルール又はこれと同等以上の器具を用いる。
- (5) コンクリート表面強度の計測は、シュツミットハンマーを用いる。
- (6) その他工種については、目的に適合する器具を用いる。

第3章 検査結果の措置及び報告

（設計図書等と出来型の不一致）

第8条 検査の結果、設計図書等と出来型の不一致を認めたときは、次により速やかに所定の処置をとらなければならない。

- (1) 検査の結果不合格と認めたときは、その理由及び措置についての意見を付し、支出負担行為担当官等（実施要領第2条(2)の支出負担行為担当官等をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。
- (2) 前号の場合で、給付が当該契約の内容に適合しないと認められるときで

あっても、その内容が軽微なときは検査職員が直ちに手直しを命じ、その手直し結果を確認のうえ、合格とすることができる。

(検査報告)

第9条 検査を終了したときは、実施要領第28条に基づき次の書類により、支出負担行為担当官等に報告しなければならない。

- (1) 検査調書（規定により省略する場合を除く）
- (2) 検査記録表（別紙様式のとおり）

2026(令和8)年 月 日

# 林道工事検査記録表

( 林道工事検査基準 )

工事名 : \_\_\_\_\_

森林管理署(支署・事務所)

## 林道工事検査記録一覧表

番号	工種	枚数	番号	工種	枚数
1	中心線		22	植生工	
2	施工基面高		23	法面吹付工(モルタル・コンクリート吹付工)	
3	掘削工		24	法面吹付工(特殊配合モルタル吹付工)	
4	盛土工		25	法砕工	
5	土取場		26	柵工	
6	残土処理工		27	かご工(鉄線かご工(排水施設工の流末処理かごを含む))	
7-1	場所打擁壁工		28	路側防護柵工	
7-2	コンクリート表面強度		29	落石防止工	
8	コンクリートブロック工		30	落石防護柵工	
9	フーチング基礎工		31-1	桁製作工(仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を実施する場合)	
10	プレキャスト擁壁工		31-2	架設工(鋼橋)(クレーン架設)(ケーブルクレーン架設)(ケーブルエレクション架設)(架設桁架設)(送出し架設)(トラベラークレーン架設) 架設工(コンクリート橋)(クレーン架設)(架設桁架設)架設工支保工(固定)(移動) 架設桁架設(片持架設)(押し出し架設)	
11	かご工(簡易鋼製擁壁工・かご砕工等)		31-3	橋梁塗装工	
12	補強土壁工		31-4	プレテンション桁製作工(購入工)(けた橋、スラブ桁)	
13	簡易擁壁工		31-5	ポストテンション桁製作工	
14	路面工		31-6	橋台躯体工	
15	路床安定処理工		31-7	橋脚躯体工(張出式)(重力式)(半重力式)	
16	側溝工・横断溝工(コンクリート・鋼製・合成樹脂・木製等)		31-8	橋脚躯体工(ラーメン式)	
17	管渠工		31-9	支承工(鋼製支承、ゴム支承)	
18	プレキャストカルバート工		31-10	床版工	
19	側溝工・水路工(素堀・植生土のう・石張等)		31-11	地覆工	
20	洗越工		31-12	橋梁用防護柵工、高欄工	
21	舗装工(下層路盤・上層路盤含む)		32	その他工種	

### 備考

- 1 合格は○、軽微な手直し△、不合格×、軽微な手直しを検査中に完成し確認したときは△を記載する。
- 2 その他工種の検査は、設計図書・標準図・仕様書等に基づき、類似工種の検査に準じて検査する。
- 3 合格の基準については、森林整備保全事業施工管理基準の「出来形管理基準及び規格値」にある項目はこれに準じて定めている。









区分	工種	項目		検査箇所基準	合格の基準		測点										摘要					
擁壁工	現場打擁壁工(コンクリート擁壁工)	基準高		施工数量の50%以上		±5cm以内																
		延長				-20cm以内																
		高さ			H<3m	-5cm以内																
					H≥3m	-10cm以内																
		幅				-3cm以内																
		法勾配				±0.2分以内																
		表面強度			平均強度が設計基準強度を上回る場合(1箇所測定強度は設計基準強度の85%以上)																	
		注水試験		必要な箇所		減水量が3cm/m/60分以内のもの																
		配筋				仕様に適合する場合																
仕上げ状況	外観		施工数量の50%以上		不都合がない場合(砂ホロ、豆板、凍害、打継目、水抜施工)																	

(備考) 表面強度の検査は「7-2コンクリート表面強度検査表」により検査し、本表に記入すること。





























区分	工種	項目	検査箇所の基準	合格の基準	測点										摘要					
橋梁架設工	架設工(鋼橋)(クレーン架設)(ケーブルクレーン架設)(ケーブルエレクション架設)(架設桁架設)(送出し架設)(トラベラークレーン架設)	全長L(m) 支間長Ln(m)	各桁ごとに全数測定		±(2+L/50)cm以内 ±(2+Ln/50)cm以内													L、Lnの数値はm単位		
		通り			±(1+2L/50)cm以内(L:主桁・主構の支間長(m))													Lの数値はm単位		
		そり	主桁、主構を全数測定		±(2.5+L/20)cm以内(L:主桁・主構の支間長(m))														Lの数値はm単位	
		※主桁・主構の中心間距離B(m)	各支点及び各支間中央付近を測定	B ≤ 2m	±0.4cm以内														Bの数値はm単位	
				B > 2m	±(0.3+B/20)cm以内															
		※主桁の橋端における出入差	どちらか一方の主桁(主構)端を測定		±1cm以内															
		※主桁、主構の鉛直度	各主桁の両端部を測定		(0.3+h/1000)cm以内(h:主桁または主構の高さ(cm))															hの数値はcm単位
	※現場継手部のすき間	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。δ1、δ2のうち大きいもの なお設計値が0.5cm未満の場合は、隙間の許容範囲の下限値を0cmとする。(例:設計値が0.3cmの場合、隙間の許容範囲は0cm~0.8cm)		±0.5cm以内																
	架設工(コンクリート橋)(クレーン架設)(架設桁架設) 架設工支保工(固定)(移動) 架設桁架設(片持架設)	全長・支間	各桁ごとに全数測定		—															
		桁の中心間距離	一連ごとの両端及び支間中央について、各上下間を測定		—															
そり		主桁を全数測定		—																

※仮組立による検査を実施しない工事に適用。











塗膜厚測定表

工事名									
ロット番号					塗装系				
対象部材					対象面積				
測定時点					基準膜厚				
測定年月					測定者				
測定位置	測定値								
	1	2	3	4	5	計	①平均Xi	X-Xi	②(X-Xi) <sup>2</sup>
1						0		0	0
2						0		0	0
3						0		0	0
4						0		0	0
5						0		0	0
6						0		0	0
7						0		0	0
8						0		0	0
9						0		0	0
10						0		0	0
11						0		0	0
12						0		0	0
13						0		0	0
14						0		0	0
15						0		0	0
16						0		0	0
17						0		0	0
18						0		0	0
19						0		0	0
20						0		0	0
21						0		0	0
22						0		0	0
23						0		0	0
24						0		0	0
25						0		0	0
						合計	0	0	0

平均値  $\bar{X} = \frac{1}{N} \sum_{i=1}^N X_i$  =  μm  #DIV/0! 0  
 ※①の合計／測定数  基準塗膜厚 × 0.90

測定最小値 =  μm  $\leq$  0  
 基準塗膜厚 × 0.70

標準偏差  $S = \sqrt{\frac{1}{N-1} \sum_{i=1}^N (X - X_i)^2}$  =  μm  $\geq$  0  
 ※√(②の合計／(測定数-1))  基準塗膜厚 × 0.20

基準塗膜厚 =  μm ※標準偏差がNGの場合、平均値が基準塗膜厚合計値より大きい場合はOK

測定数N = 0